

## <資料 2>

令和3年2月16日  
定例記者会見資料

### 子どもの権利条例（仮称）の検討を行います

予算額 165万4千円

本市の子ども施策は、長期計画及びその下位計画である子どもプラン武蔵野に基づき実施されています。現在の第六期長期計画及び第五次子どもプラン武蔵野では、子どもの最善の利益を尊重することが掲げられており、子どもに関する全ての施策は、この基本的な考えのもとで進められています。

しかしながら、各計画はその計画期間が限られているため、さらに未来にわたって子どもの尊厳と権利が尊重されるためには、条例として定めておくことが必要です。また、全ての子どもが、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長を保障されるためには、地域社会全体が、それぞれの役割を果たしていかなければなりません。

そのため、子どもの権利条約に定められた子どもの権利の理念（※）に基づき、行政や家庭、学校など、地域における各々の役割を明確化する、子どもの権利条例（仮称）を制定することを目指し、外部有識者や公募市民等を含めた検討委員会を新たに設置します。

（※）「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」においては、以下のとおり、子どもの権利と4つの原則が示されています。

#### ○子どもの権利条約に定められた子どもの権利

- 1 生きる権利
- 2 育つ権利
- 3 守られる権利
- 4 参加する権利



#### ○子どもの権利条約の4つの原則

- 1 命を守られ成長できること
- 2 子どもにとって最もよいこと
- 3 意見を表明し参加できること
- 4 差別のないこと